



三重県公報

平成17年4月26日(火)

第1671号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則……………(ごみゼロ推進室) 2

告 示

- 平成17年第1回三重県議会臨時会の招集……………(予算調整室) 2
- 生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定……………(生活保障室) 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出……………(同) 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………(同) 4
- 児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者からの変更の届出……………(障害福祉室) 4
- 児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者からの事業の廃止の届出……………(同) 4
- 身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者からの変更の届出……………(同) 4
- 身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者からの事業の廃止の届出……………(同) 5
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(同) 5
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者からの変更の届出……………(同) 5
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者からの事業の廃止の届出……………(同) 6
- 家畜伝染病検査等の実施……………(農水産物安全室) 6
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出……………(観光・交流室) 6
- 公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧……………(港湾・海岸室) 7
- 証紙の販売所の新設の承認……………(出納局) 8

公安委告示

- 少年指導委員の委嘱……………(公安委員会) 8

海調委告示

- 水産動植物の採捕についての指示……………(海区漁業調整委員会) 10

公 告

- 一般競争入札を行う旨……………(科学技術振興センター) 11
- 同件……………(政策開発研修センター) 13
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(N P O 室) 14
- 同件……………(同) 15
- 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨……………(同) 15
- 同件……………(同) 15
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨……………(同) 16
- 平成17年度毒物劇物取扱者試験の実施……………(薬務食品室) 16
- 土地改良区役員の就任の届出……………(農地調整室) 17
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(同) 18
- 土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧……………(同) 19
- 土地改良事業の工事を完了した旨の届出……………(同) 19
- 収去した飼料の試験結果の概要の公表……………(農水産物安全室) 19
- 国土調査に係る成果の認証……………(資源活用室) 20
- 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧……………(建築開発室) 21

お知らせ

- 企画提案書の募集……………(東紀州活性化・地域特定プロジェクト) 21

正 誤

平成17年3月7日付け三重県公報号外..... (法務・文書室) 22
平成17年3月28日付け三重県公報号外..... (農水産物安全室) 22

規 則

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年四月二十六日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県規則第五十二号

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則(平成十三年三重県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第一項第四号」を「第六条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改める。

第四条第一項中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改める。

第五条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第六条中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第七条中「第六条第四項」を「第七条第四項」に改める。

第八条第一項中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改める。

第九条中「第六条第六項」を「第七条第六項」に改める。

第十条中「第六条第七項」を「第七条第七項」に改める。

第十一条中「第六条第八項」を「第七条第八項」に改める。

第十二条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十三条中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「第十条第三項」を「第十一条第三項」に改める。

第十五条中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第一号様式中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第四号様式中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第6条第8項」を「第7条第8項」に改める。

第五号様式中「第6条第7項」を「第7条第7項」に改める。

第六号様式中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第七号様式中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第八号様式(表面)中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同様式(裏面)中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第378号

平成17年第1回三重県議会臨時会を次のとおり招集します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 田 昭 彦

1 期日 平成17年5月10日

2 場所 三重県議会議事堂

3 付議事件

(1) 常任委員の選任について

- (2) 議会運営委員の選任について
- (3) 専決処分承認について (平成16年度三重県一般会計補正予算 (第8号))
- (4) 専決処分承認について (平成17年度三重県一般会計補正予算 (第1号))
- (5) 専決処分承認について (平成16年度三重県一般会計補正予算 (第9号))
- (6) 専決処分承認について (三重県県税条例の一部を改正する条例)

三重県告示第379号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業 (サービス) の種類
訪問介護すみれ	鈴鹿市秋永町989 - 4	平成17年4月1日	訪問介護
ヘルパーステーション津なぎさの家	津市大門11番18号	平成17年3月1日	訪問介護
ヘルパーステーションシオン	松阪市嬉野津屋城町179 - 49	平成17年4月1日	訪問介護
株式会社ジェイエエいけあセンター	三重郡菟野町大字田光字宮川原4821番地	平成17年4月1日	訪問介護
第3ふるさと津なぎさの家	桑名市今北町15番地	平成17年2月1日	通所介護
宅老所たんぼぼ	熊野市久生屋町1077番地	平成17年4月1日	通所介護
デイサービスみやき	熊野市井戸町616番地	平成17年4月1日	通所介護
医療法人梅川クリニック指定通所介護八番町ゆうゆうくらぶ	名張市桔梗が丘八番町5街区2番地	平成17年4月1日	通所介護
株式会社ジェイエエいけあセンター	三重郡菟野町大字田光字宮川原4821番地	平成17年4月1日	通所介護
デイサービスセンター美里ヒルズ	安芸郡美里村大字三郷430番地	平成17年4月1日	通所介護
まごころネットワーク・囲炉裏	北牟婁郡海山町大字相賀480番地55号	平成17年4月1日	通所介護
グループホーム きらり	志摩市志摩町和具706 - 1	平成17年2月1日	痴呆対応型共同生活介護
特別養護老人ホーム 亀寿苑	亀山市阿野田町字二本松2443 - 1	平成17年4月1日	短期入所生活介護
いがの里	伊賀市愛田550番地	平成17年4月1日	短期入所生活介護
ショートステイサービスセンター美里ヒルズ	安芸郡美里村大字三郷430番地	平成17年4月1日	短期入所生活介護
はなのその指定短期入所生活介護事業所	度会郡玉城町勝田字濱塚3086番地42	平成14年4月1日	短期入所生活介護
伊賀市国民健康保険阿波診療所	伊賀市猿野1339番地の1	平成16年11月1日	居宅療養管理指導
ハロー薬局久居駅メディカルフロア店	久居市新町3006番地ポルタ久居2階	平成17年4月1日	居宅療養管理指導

三重県告示第380号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	事業 (サービス) の種類	変更後の名称等	変更年月日
有限会社介護センターみつわ	南牟婁郡御浜町阿田和4926番地5	訪問介護	南牟婁郡御浜町大字志原1698 - 50	平成17年4月1日

みやき整形外科クリニック	熊野市井戸町616番地	訪問介護	介護センターみやき	平成17年3月1日
みやき整形外科クリニック	熊野市井戸町616番地	居宅介護支援	居宅介護支援みやき	平成17年3月1日

三重県告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
医療法人梅川クリニック指定通所リハビリテーション事業所	名張市桔梗が丘8番町5街区2番地	通所リハビリテーション	平成17年3月31日

三重県告示第382号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地		児童居宅支援の種類	変更年月日
		変更前	変更後		
有限会社華	松阪市塚本町59番地9	有限会社華 松阪市塚本町59番地9	華ヘルプステーション 松阪市塚本町59番地9	居宅介護	平成17年4月1日

三重県告示第383号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止の届出がありました。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
有限会社ケアサポートフジワラ	いなべ市藤原町上相場1248	指定居宅サービス事業所訪問介護フジワラ	いなべ市藤原町上相場1248	居宅介護	平成17年4月1日
株式会社アールビーサポート	久居市野村町420-30	指定居宅介護事業所ヘルパーステーションロマン鈴鹿	鈴鹿市三日市町3丁目20-31	居宅介護	平成17年3月31日
株式会社アールビーサポート	久居市野村町420-30	指定居宅介護事業所ヘルパーステーションロマン津	津市万町150	居宅介護	平成17年3月31日

三重県告示第384号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地		身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
		変 更 前	変 更 後		
有限会社華	松阪市塚本町59番地9	有限会社華 松阪市塚本町59番地9	華ヘルプステーション 松阪市塚本町59番地9	居宅介護	平成17年4月1日

三重県告示第385号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止の届出がありました。

平成17年4月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
有限会社ケアサポートフジワラ	いなべ市藤原町上相場1248	指定居宅サービス事業所訪問介護フジワラ	いなべ市藤原町上相場1248	居宅介護	平成17年4月1日
株式会社アールビーサポート	久居市野村町420-30	指定居宅介護事業所ヘルパーステーションロマン鈴鹿	鈴鹿市三日市町3丁目20-31	居宅介護	平成17年3月31日
株式会社アールビーサポート	久居市野村町420-30	指定居宅介護事業所ヘルパーステーションロマン津	津市万町150	居宅介護	平成17年3月31日
社会福祉法人キングスガーデン三重	多気郡大台町千代997番地	指定身体障害者居宅介護事業所ベタニヤヘルパーステーション	津市高野尾町2406-10	居宅介護	平成17年3月31日

三重県告示第386号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成17年4月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社中京家政婦紹介所	名古屋市中区松原2-11-22	赤堀ケアサービス	四日市市石塚町5番5号	居宅介護	平成17年4月15日

三重県告示第387号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成17年4月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地		知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
		変 更 前	変 更 後		
有限会社華	松阪市塚本町59番地9	有限会社華 松阪市塚本町59番地9	華ヘルプステーション 松阪市塚本町59番地9	居宅介護	平成17年4月1日

三重県告示第388号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から当該

指定居宅支援の事業の廃止の届出がありました。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
有限会社ケアサポートフジワラ	いなべ市藤原町上相場1248	指定居宅サービス事業所訪問介護フジワラ	いなべ市藤原町上相場1248	居宅介護	平成17年4月1日
株式会社アールピーサポート	久居市野村町420-30	指定居宅介護事業所ヘルパーステーションロマン鈴鹿	鈴鹿市三日市町3丁目20-31	居宅介護	平成17年3月31日
株式会社アールピーサポート	久居市野村町420-30	指定居宅介護事業所ヘルパーステーションロマン津	津市万町150	居宅介護	平成17年3月31日

三重県告示第389号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり牛の死体について、伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものの発生の状況及び動向を把握するための検査を実施します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の死体の種類および範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示する牛

3 実施の期日

平成17年5月6日から平成18年3月31日まで

4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に定める方法によります。

三重県告示第390号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーストア東員店

員弁郡東員町大字六把野新田字村西785番地6外35筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
ユーストア東員店	午前10時 (年間10日午前9時)	午後8時	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 変更前 午前9時30分から午後8時30分まで(年間10日 午前8時30分から午後8時30分まで)
 変更後 午前8時30分から午後9時30分まで

3 変更する年月日

平成17年6月1日

4 2の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	花井 靖男
株式会社インディード	愛知県名古屋市熱田区大宝1丁目5番6号	山中 恭弘
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市天白区中坪町90番地	三輪 亮治
有限会社伊徳	愛知県名古屋市港区宝神1丁目49番地	伊豆田幸久
株式会社丸越	愛知県名古屋市天白区道明町71番地	野田 幸男
株式会社太助	愛知県名古屋市熱田区明野町2番3号	青山 尚正
フジバンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1丁目50番地	高木 和巳
名和野邦夫	桑名市柳原133	-
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚2丁目38番地	河合 宏光
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字田太夫134-1	水谷 邦彦
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内11丁目94	鬼頭 明彦
株式会社フジ健巧産	員弁郡東員町大字六把野新田838番地1	伊藤 忠仁
中村道治	員弁郡東員町大字六把野新田767番地	-

- (2) 大規模店舗内の店舗面積の合計

5,300平方メートル

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 365台
- イ 駐輪場の収容台数 68台
- ウ 荷さばき施設の面積 618.98平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 123.05立方メートル

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 駐車場における自動車の出入口の数 3か所
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後8時まで

5 届出の日

平成17年4月8日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部観光・交流室
 北勢県民局農政商工部

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成17年4月26日から同年8月26日まで
 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第391号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり^{しゅん}竣功認可をしました。

なお、関係書類は、鳥羽市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間縦覧に供します。

平成17年4月26日

鳥羽港湾管理者 三重県

代表者 三重県知事 野 呂 昭 彦

1 ^{しゅん}竣功認可年月日及び番号

- 平成17年4月26日
三重県指令県土第11 - 1003号
- 2 免許年月日及び番号
平成14年4月30日
三重県指令県土第11 - 1015号
- 3 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所
竣功認可を受けた者
三重県
津市広明町13番地
代表者
三重県知事 野呂 昭彦
津市観音寺町446番地20
- 4 埋立ての場所
三重県鳥羽市鳥羽1丁目2383 - 30番、2383 - 31番、2383 - 38番、2383 - 24番、2383 - 39番及び2383 - 40番地
先公有水面
- 5 竣功面積
1,400.15㎡
- 6 埋立地の用途
ふ頭用地及びスポーツ・レクリエーション施設用地

三重県告示第392号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人の証紙の販売所の新設を、次のとおり承認しました。

平成17年4月26日

三重県知事 野呂 昭彦

- 1 証紙の販売人の名称
みえいなべ農業協同組合
- 2 新設する証紙の販売所の名称及び所在地
みえいなべ農業協同組合梅戸井支店 いなべ市大安町門前518
みえいなべ農業協同組合中里支店 いなべ市藤原町上相場389
みえいなべ農業協同組合治田支店 いなべ市北勢町東村51 - 11
みえいなべ農業協同組合十社支店 いなべ市北勢町畑毛660
みえいなべ農業協同組合山郷支店 いなべ市北勢町麻生田3578 - 1
みえいなべ農業協同組合笠田支店 いなべ市員弁町宇野55
- 3 新設年月日
平成17年4月26日

公安委告示

三重県公安委員会告示第44号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を平成17年4月1日委嘱しました。

平成17年4月26日

三重県公安委員会委員長 竹 林 武 一

氏 名	住 所	地 区 名	活 動 区 域
柴 田 清 勝	桑名市大字志知3127	桑 名 駅 前 地 区	桑名市のうち、桑栄町、有楽町、寿町一丁目及び寿町二丁目
太 田 幸 雄	桑名市大字桑名647 - 95		

西 村 治 生	桑名市大字矢田240 - 2		
藤 田 久 道	桑名市大字若宮町二丁目1540		
森 本 光 生	桑名市八幡町74		
伊 藤 豊	員弁郡東員町笹尾西二丁目21 - 17	阿 下 喜 地 区 笹 尾 地 区	いなべ市北勢町及び員弁郡東員町
片 山 輝 幸	いなべ市北勢町其原619 - 2		
伊 藤 薫	員弁郡東員町城山三丁目20 - 5		
近 藤 久 嗣	いなべ市北勢町阿下喜2729		
伊 藤 義 明	四日市市松原町25 - 17	富 田 地 区	四日市市のうち、富田一丁目、富田二丁目、富田三丁目、富田四丁目、東富田町、南富田町、富田浜町、富田浜元町、茂福町及び東茂福町
小 寺 麻 子	四日市市下さざらい町 9 - 31		
片 淵 喜 郎	四日市市日永西四丁目 8 - 10	諏 訪 地 区	四日市市のうち、諏訪栄町、西新地、諏訪町、浜田町、西浦一丁目、安島一丁目及び鶴の森一丁目
三 崎 昭 吉	四日市市諏訪栄町17 - 4		
今 井 理	四日市市堀木二丁目13 - 2		
藤 田 洋 子	四日市市末広町17 - 6		
清 水 宣 夫	四日市市北町 2 - 12		
田 中 茂 毅	四日市市中部 4 - 3		
杉 本 暢 克	四日市市北浜田町12 - 22		
馬 路 勝 幸	鈴鹿市江島本町 1 - 16	平 田 地 区	鈴鹿市のうち、平田一丁目、平田二丁目、算所一丁目、算所二丁目、算所三丁目、住吉一丁目、阿古曾町及び平田新町
阪 田 公 彦	鈴鹿市平田本町二丁目 3 - 5		
林 武 繁	鈴鹿市高岡台一丁目 3 - 11		
岩 鶴 密 雄	津市大門32 - 11	津 駅 前 地 区 大 門 地 区 津 新 町 地 区	津市のうち、西丸之内、南丸之内、大門、羽所町、乙部、新町一丁目及び八町一丁目
伊 藤 恵 子	津市洪見町330 - 139		
松 田 信 義	津市一身田豊野1406 - 284		
山 口 郁 夫	津市八町一丁目 3 - 24		
石 井 学	津市船頭町津興3381		
池 田 慎 弥	津市八町三丁目14 - 7		
宮 田 恣	津市高茶屋三丁目30 - 11	新 町 地 区	久居市のうち、本町、二ノ町、元町、中町、新町及び寺町
大 原 弘 行	久居市新家町1542		
丸 橋 宗 蔵	松阪市西町261 - 5	愛 宕 地 区	松阪市のうち、愛宕町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、湊町、京町、宮町、
山 本 克 美	松阪市垣鼻町1092 - 13		

齋藤 隆弘	松阪市西町2401 - 1		五十鈴町、平生町、日野町及び挽木町
長岡 一成	松阪市本町2273		
西田 泰利	松阪市殿町1466 - 47		
植松 有麻呂	松阪市殿町1533 - 2		
西村 初巳	松阪市湊町138		
田中 博	松阪市西町281 - 3		
服部 薫	松阪市中林町245 - 38		
山根 英雄	伊勢市宮後二丁目14 - 42	新道地区	伊勢市のうち、一之木一丁目、一之木二丁目、一之木三丁目、一之木四丁目、一之木五丁目、大世古一丁目、大世古二丁目、大世古三丁目、大世古四丁目、曾禰一丁目、曾禰二丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、宮後一丁目、宮後二丁目及び宮後三丁目
山本 一雄	伊勢市佐八町2053		
奥村 有紀子	伊勢市岩淵一丁目15 - 4		
瀧井 茂	伊勢市一之木一丁目11 - 9		
高屋 充子	鳥羽市鳥羽三丁目16 - 8	鳥羽駅周辺地区 安楽島地区	鳥羽市のうち、鳥羽一丁目、鳥羽二丁目、鳥羽三丁目、鳥羽四丁目、安楽島町、大明東町、大明西町及び小浜町
杉田 実	鳥羽市安楽島町1075 - 26		
芝山 宏	尾鷲市朝日町3 - 21	尾鷲駅前周辺地区	尾鷲市のうち、中村町、野地町、中央町、栄町、中井町、港町及び朝日町
瀧 恭男	伊賀市上野恵美須町1596	上野丸之内地区	伊賀市のうち、上野丸之内、上野東町、上野中町、上野魚町、上野桑町、上野恵美須町、上野忍町、上野相生町、上野紺屋町、上野東日南町及び小田町
松井 隆昇	伊賀市小田町1373 - 56		
山門 和美	名張市結馬452	名張駅前地区 桔梗が丘地区	名張市のうち、中町、栄町、丸之内、本町、豊後町、木屋町、松崎町、朝日町、南町、平尾、黒田、桔梗が丘一番町、桔梗が丘二番町、桔梗が丘三番町、桔梗が丘四番町、桔梗が丘五番町及び桔梗が丘六番町
山本 秀美	伊賀市伊勢路640		

海調委告示

三重海区漁業調整委員会告示第3号

熊野灘北部地区海域高度利用システム導入事業（五ヶ所湾海洋牧場）海域における水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成17年4月26日

三重海区漁業調整委員会会長 近藤 助夫

1 禁止区域（別図参照）

- (1) 湾内音響給餌ブイ（北緯34度19分17秒、東経136度41分30秒）を中心とする半径200メートル以内の区域
- (2) 湾口音響給餌ブイ（北緯34度17分31秒、東経136度40分02秒）を中心とする半径350メートル以内の区域
- (3) 誘導礁を中心に幅100メートル以内の区域（次の基点に囲まれた区域）
基点 北緯34度17分20秒、東経136度40分00秒

基点②北緯34度17分20秒、東経136度40分05秒

〃 ③北緯34度16分08秒、東経136度40分00秒

〃 ④北緯34度16分08秒、東経136度40分05秒

- 2 禁止期間 周年
- 3 禁止する水産動植物 すべての水産動植物
- 4 指示期間 平成17年5月1日から平成18年4月30日まで
- 5 適用除外 試験研究機関が試験研究のために採捕する場合



※経緯度数値については世界測地系による

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
放散量測定用小型チャンバー（増設）1式
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限
平成17年7月15日（金）とします。
- (4) 納入場所
一志郡白山町二本木3769-1 三重県科学技術振興センター 林業研究部

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す要件をすべて満たした者でなければなりません。ただし、(2)については、入札日の前日までに登録されていなければならないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成17年5月16日（月）午後5時までに4

の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (3) 納税確認(証明)書等(発行日から起算して6月以内のものに限ります。)の写し
 - ア 県内に本店を有する事業者
 - ア) すべての県税についての「納税確認書」(県内の県税事務所が発行したものです。)
 - イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のない証明用)」(所管税務署が発行したものです。)
 - イ 県外に本店を有する事業者
 - ア) すべての県税についての「納税確認書」(県内の県税事務所が発行したものです。)。県内に事業所を有する場合のみとします。
 - イ) 本店にかかる消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のない証明用)」(所管税務署が発行したものです。)

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3690-1 鈴鹿山麓リサーチパーク内
三重県科学技術振興センター 総合研究企画部 経営グループ 担当 牧野
電話 0593-29-3602

(2) 入札説明書(仕様書)の配付方法

(1)の場所で、平成17年4月26日(火)から同年5月11日(水)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)配付します。

(3) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成17年5月19日(木) 午後1時30分
場所 三重県四日市市桜町3690-1 鈴鹿山麓リサーチパーク内
三重県科学技術振興センター 総合研究企画部 研修室1

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
平成17年度政策研究情報誌「地域政策 - 三重から」の印刷製本及び附帯業務委託
- (2) 委託業務期間
契約締結日から平成18年3月31日まで

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 本誌の印刷を担当する責任者を1名以上配置できる者であること。
- (6) 短期間の納期に対応できる体制が整備されている者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は次の(1)から(5)までに示す必要書類を平成17年5月10日（火）午後4時までに4の(1)まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（県内の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (5) その他、入札説明書（仕様書）に示す書類

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館5階
三重県政策開発研修センター
電話 059-224-2790
- (2) 入札説明書（仕様書）の配付方法
(1)の場所で平成17年4月26日（火）から同年5月10日（火）（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで（5月10日は午後4時まで）配付します。
- (3) 競争入札参加資格の確認結果通知 平成17年5月13日（金）までに通知します。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
日時 平成17年5月16日（月）午前11時

場所 三重県政策開発研修センター 第2教室

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により、定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札した者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成17年6月15日まで縦覧に供します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成17年4月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人夢水姫

(2) 代表者の氏名

竹野 房子

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市石塚町7番41-106号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、当事者やその家族にとって切実な思いである「要介護認定者及び高齢者でも安心して自分らしく暮らせる社会」の実現を理想とすることを目指して、介護保険制度の中でサービスから除外されるサー

ピス提供に関する事業を行い、もって全ての人がいままで自分らしく誇りと尊厳をもちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成17年6月15日まで縦覧に供します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成17年4月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人ファミリア

(2) 代表者の氏名

北口 貴啓

(3) 主たる事務所の所在地

名張市すずらん台西3番町62番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民などに対して、サッカークラブの企画、運営、大会やイベント行事の企画、運営、指導者の育成、子どもの健全育成およびスポーツの振興を図る団体の支援などに関する事業を行い、もって子どもの健全育成とスポーツ振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年4月25日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人芝生の夢倶楽部

(2) 代表者の氏名

加藤 光一

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市楠部町248番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、伊勢市を中心とした地域に公益性の高い総合型スポーツクラブをつくり、それを軸に市民の健康と娯楽、異世代間交流、社会教育、子供たちの育成に貢献し、また、誰もが使える「芝生（天然／人工）のスポーツグラウンド」を複数面造成する活動にも取組み、スポーツ合宿や大会の誘致／集客活動を通して、この地域を「健康・文化・交流」都市として発展させることへ寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年4月25日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人夢街道あお
- (2) 代表者の氏名
恒川 善徳
- (3) 主たる事務所の所在地
伊賀市阿保1417番地の1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、ふるさとを誇りに想い会員相互の協力により、末永く人々が住みつけ元気に暮らしていける地域を目指し、知恵と文化と豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継ぐための阿保地区活性化活動を行い、また、多くの人々との交流を深めることによって、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成17年4月25日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人あいあい
- (2) 代表者の氏名
湯浅 しおり
- (3) 主たる事務所の所在地
尾鷲市矢浜一丁目15番45号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする人々に対して、福祉や生活に関する事業を行い、もって全ての人がいづまでも自分らしく誇りと尊厳をもちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定による平成17年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 試験の日時

平成17年8月28日（日） 午後1時から午後3時まで

2 試験の場所

津市栗真町屋町1577
三重大学（共通教育校舎3号館）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」といいます。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記により実施します。）

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。）の識別及び取扱方法

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験申込書 正本、副本各1部 計2部

イ 写真 1枚（申込前6月以内に写した無帽、上半身のものであつて、名刺版（縦9cm、横5.5cm）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 申込用紙の交付期間

ア 交付期間

平成17年6月13日（月）から同年7月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

県内最寄りの県民局保健福祉部（保健所）又は三重県健康福祉部薬務食品室

(3) 受験申込書の提出先

ア 県内居住者

県内最寄りの県民局保健福祉部（保健所）

イ 県外居住者

県内最寄りの県民局保健福祉部（保健所）又は三重県健康福祉部薬務食品室

(4) 受験申込書の受付期間

平成17年6月27日（月）から同年7月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時までとします。

なお、郵送の場合は、平成17年7月1日（金）までの消印のあるもの限り受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500円の三重県収入証紙を受験申込書（正本）にはり付けてください。

なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

平成17年9月12日（月）午前10時に合格者を三重県庁正面玄関及び各県民局保健福祉部（保健所）に掲示します。また、翌日以降三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.jp/>）にも掲載します。

県外居住者にあつては、直接合格者に通知します。

なお、電話による照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

市木川沿岸土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木919番地の10）

就任理事

南牟婁郡御浜町大字下市木2905番地

大 橋 民 雄

” ” ” 924番地の1

尾 畑 仁 実

” ” ” 2622番地の7

川 本 勇 雄

” ” ” 3963番地の2

西 隆 男

” ” ” 2390番地の1

西 倉 則 行

” ” ” 3562番地

東 地 昇

” ” 大字上市木3243番地の1

富士本 博 行

” ” 大字下市木3058番地

向 井 靖 甫

” ” 大字上市木1899番地の2

榎 本 亨

南牟婁郡御浜町大字上市木1919番地	榎本現明
" " " 1834番地の1	大屋敏章
" " " 2162番地	倉本弘範
" " " 3198番地	西紀夫
" " 大字神木1513番地の2	久保喜助
" " " 1890番地の2	中門毅
" " " 609番地の1	中納剛
" " " 2250番地	福田文治
" " 大字下市木3393番地	池上重幸
" " " 3307番地の3	崎久保文隆
" " 大字阿田和6120番地の1	上地明

就任監事

南牟婁郡御浜町大字下市木1480番地	浦狩芳市
" " 大字上市木2257番地	岡本八十八
" " 大字神木1983番地	西廣
" " 大字阿田和6120番地の1	藪康道

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成17年4月26日

三重県知事 野呂昭彦

十社北部土地改良区（いなべ市北勢町阿下喜2633番地）

退任理事

いなべ市北勢町田辺1381番地 1	川瀬宗雄
" 北勢町千司久連新田64番地	林元良
" 北勢町川原1891番地	浅山武史
" " 949番地	一木幹雄
" " 208番地	佐野成也
" 北勢町田辺581番地	川瀬直行
" 北勢町二之瀬1072番地 3	寺輪忠孝
" " 1066番地 2	大橋龍美
" 北勢町塩崎964番地	大西昭治
" " 883番地	川瀬順三

退任監事

いなべ市北勢町川原158番地	佐野信孝
" 北勢町田辺1365番地	瀬古忠繼
" 北勢町二之瀬899番地	川崎昭

就任理事

いなべ市北勢町田辺1381番地 1	川瀬宗雄
" 北勢町千司久連新田64番地	林元良
" 北勢町川原1891番地	浅山武史
" " 949番地	一木幹雄
" " 208番地	佐野成也
" 北勢町田辺581番地	川瀬直行
" 北勢町二之瀬1072番地 3	寺輪忠孝
" " 1066番地 2	大橋龍美
" 北勢町塩崎964番地	大西昭治
" " 883番地	川瀬順三

就任監事

いなべ市北勢町川原158番地	佐野信孝
----------------	------

いなべ市北勢町田辺1365番地
〃 北勢町二之瀬899番地

瀬古忠繼
川崎昭

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業（湖岸堤防工事）五主地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成17年4月26日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成17年4月26日から同年5月30日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出がありました。

平成17年4月26日

三重県知事 野呂昭彦

事業主体名	事業名	地区名	工事完了年月日
伊賀市	団体営農村総合整備統合補助事業	伊賀地区 (山畑第一団地)	平成16年3月30日
伊賀市	団体営農村総合整備統合補助事業	伊賀地区 (山畑工区農排1号)	平成10年3月28日
伊賀市	団体営農村総合整備統合補助事業	伊賀地区 (御代工区農道3号)	平成9年3月28日
伊賀市	団体営農村総合整備統合補助事業	伊賀地区 (中柘植団地)	平成16年3月19日
伊賀市	団体営農村総合整備統合補助事業	伊賀地区 (下町団地)	平成15年3月25日
伊賀市	団体営基盤整備促進事業	西之澤・柏野地区	平成17年3月25日
伊賀市	団体営基盤整備促進事業	河合地区	平成17年3月11日
伊賀市	団体営基盤整備促進事業	真泥池地区	平成17年3月2日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成16年12月並びに平成17年1月及び2月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成17年4月26日

三重県知事 野呂昭彦

製造事業所等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要													違反の内容
				粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	リン	粗繊維	粗灰分	揮発性塩基性窒素	水溶性窒素	ペプシン消化率	T	M	その他の検査 (水分) (可溶性窒素)		
尾鷲水産加工センター株式会社 本社 北牟婁郡紀伊	同左	魚粉	平成16年12月	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kcal/kg		
				64.37	15.29	0.24	15.83	5.39	3.15	—	—	—	—	—	1.98	2.29	

長島町東長島 2715番地の6																		
瀬古製粉株式 会社本社工場 四日市市羽津 町21-21	同左	ふすま	平成 17年 1月	13.60	3.20	—	—	7.20	4.00	—	—	—	56.00	—	23.00	49.00		
九鬼産業株式 会社本社工場 四日市市尾上 町11	同左	ごま油 粕	平成 17年 1月	48.90	8.70	—	—	6.90	11.20	—	—	—	78.40	—	2.10	22.10		
株式会社山喜 三重郡菰野町 大字千草字西 江野7054- 170	同左	クロレ ラ	平成 16年 12月	22.40	13.70	—	—	0.20	3.40	—	—	—	59.70	—	6.40	53.80		
清和酵源株式 会社本社工場 鈴鹿市下箕田 町1081-1	同左	Hiピ タコー ゲン	平成 17年 1月	15.70	8.60	—	—	10.90	9.90	—	—	—	—	—	5.50	49.40		
株式会社そつ たく 鈴鹿市下大久 保町字北山崎 975-2	同左	EM フィー ド	平成 16年 12月	15.40	3.40	—	—	7.00	9.00	—	—	—	—	—	18.30	46.90		
敷島スターチ 株式会社 鈴鹿市長太栄 町5丁目5-1	同左	コーン グルテ ンミ ール	平成 17年 1月	7.80	1.20	—	—	0.80	2.00	—	—	—	81.20	—	6.80	81.30		
		コーン グルテ ンフ ィード	平成 17年 1月	20.80	1.70	—	—	8.00	6.80	—	—	—	73.40	—	9.20	53.50		
辻製油株式会 社 松阪市嬉野新 屋庄町565-1	同左	ハイブ ロジャ ーム粕	平成 17年 2月	32.40	3.90	—	—	6.40	8.90	—	—	—	76.80	—	4.20	44.20		
野島飼料株式 会社本社工場 松阪市六軒町 53	同左	パール マシユ	平成 17年 2月	18.39	6.59	—	—	2.32	11.25	—	—	—	—	—	3.37	58.08		

(注) 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量(絶対量)を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載します。

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
鳥羽市
- 2 調査を行った期間
平成10年5月から平成12年3月まで
- 3 成果の名称
鳥羽市浦村6-1及び6-2の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鳥羽市浦村町地内
- 5 認証年月日
平成17年4月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県南勢志摩県民局伊勢建設部に備え置いて縦覧に供します。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成17年 4月13日	有限会社オー ルウイン 代表取締役 崎地和幸	度会郡御園村大字王中島 797	度会郡小俣町宮前626-1	A	5.0	35.0

お知らせ

次のとおり世界遺産登録一周年記念事業「世界遺産伊勢路フォーラム」の企画運営及び「伊勢路プロモーションビデオ」の制作委託業務に係る委託契約を締結するに当たり、企画提案書の募集を行います。

平成17年4月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象業務

(1) 名称

世界遺産登録一周年記念事業「世界遺産伊勢路フォーラム」の企画運営及び「伊勢路プロモーションビデオ」の制作業務

(2) 委託業務の概要

委託の内容は、次に掲げるア及びイとします。

ア フォーラムの企画・運営管理

開催日時 平成17年7月31日(日)

開催場所 三重県津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター

イ プロモーションビデオの制作

熊野古道伊勢路を紹介するプロモーションビデオを制作し、平成17年9月30日(金)までに納品してください。

なお、同年7月31日(日)に開催されるフォーラムにおいて、取材した映像の一部を活用してください。

(3) 委託期間

契約締結日から平成17年9月30日(金)までとします。

(4) 事業の予算

6,720,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格に関する事項

企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

(1) 今回と同種・同規模のイベント及び映像制作の経験を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(4) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 最優秀提案者の選定方法及び選定結果について

企画提案書の提出後、応募者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を選定します。審査方針等については委託事業者公募要領のとおりです。

選定の結果については、応募者に通知するとともに県のホームページで公表します。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類審査を行う場合がありますのでご承知ください。

三重県は最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。

4 「委託事業者公募要領」の配付

企画提案を希望する者については、次のとおり委託事業者公募要領を直接配付、又は請求により送付します。

- (1) 日時 平成17年4月26日(火)から同年5月16日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までとします。
- (2) 場所 7に同じです。

5 応募書類の内容及び提出期限について

- (1) 様式及び内容
委託事業者公募要領で指定するものとします。
- (2) 提出期限
平成17年5月16日(月)午後5時必着とします。
- (3) 提出場所
7に同じです。

6 その他

- (1) 企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
契約書の作成が必要です。
- (3) 企画提案書の作成経費を含む応募に係る一切の経費は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類は返還しません。また、情報公開の対象となります。
- (5) 詳細は、委託事業者公募要領によります。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 三重県地域振興部 東紀州活性化・地域特定プロジェクト 担当 長谷川、森
 電話 059-224-2193
 ファクシミリ 059-224-2418
 E-mail chiiki@pref.mie.jp

正 誤

平成17年3月7日付け三重県公報号外に登載しました、不動産登記法等の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則中

ページ	行	誤	正
4	17	練川吹巻紙	練川吹巻紙

平成17年3月28日付け三重県公報号外に登載しました、三重県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
5	下から5	第五十三條第三項	第五十條第三項
6	4	改める	改め、回環を回環第一項とする
	下から21	「回環第一項」を「回環第二項」に改め	改め
8	23	廃止しない	廃止しない
10	7	(、小規模卸売市場の開設)	、小規模卸売市場の開設

毎週火、金曜日発行
 購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
 1 箇月 3,000円
 1 箇年 36,000円
 三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成17年4月26日発行
 津市広明町13番地
 三 重 県
 印刷・販売 伊藤印刷株式会社
 〒514-0027 三重県津市大門32-13
 TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862